

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成18年3月27日条例第60号

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)に係る法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 町長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則で定める事項を明示して当該公の施設(以下「当該施設」という。)に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

(指定の申請)

第3条 前条の規定による公募に応じて当該施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該施設の管理の業務に関する事業計画書(以下「事業計画」という。)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする団体の経営の状況を示す書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(候補者の選定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、当該施設に係る指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が町民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が当該施設の設置の目的を達成するために必要と認めること。

(候補者の選定の特例)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず、当該施設に係る指定管理者の候補者を選定することができる。この場合において、前2条の規定を準

用する。

- (1) 第2条の規定による公募において第3条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 前条の規定による審査の結果、当該施設に係る指定管理者の候補者となるべき適当な団体がいないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が当該施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。

(指定等)

第6条 町長は、第4条又は前条の規定により当該施設に係る指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った団体に対して、その結果を通知するとともに、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て、その者を指定管理者として指定するものとする。

2 町長は、前項の規定により指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結等)

第7条 町長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を当該指定管理者に通知するとともに、当該指定管理者と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設の管理に関する事項
- (2) 当該施設の利用に係る料金に関する事項(法第244条の2第8項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。)
- (3) 町が支払うべき当該施設の管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 第10条の規定による指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、町長が定める日までに、その管理する公の施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、年度の中途において第10条の規定により指定を取り消されたときは、町長が定める日までに当該年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項

(3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、指定を受けた期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、その管理する公の施設を損壊し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員若しくは指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者は、当該公の施設の管理に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的に利用してはならない。

(教育委員会の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、この条例の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年吾妻町条例第16号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成18年3月27日規則第40号

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年東吾妻町条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 条例第2条の規定による公募は、町の広報誌への掲載、インターネットの利用その他一般に周知することのできる方法により行うものとする。

2 町長が条例第2条の規定により明示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理を行わせる施設（以下「当該施設」という。）の名称及び所在地
- (2) 条例第6条の規定により町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第3条の規定による申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) 当該施設の利用に係る料金に関する事項（地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条の2第8項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。）
- (6) 指定管理者の指定を受けようとする団体に必要な資格
- (7) 指定管理者の選定の基準及び方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(指定申請)

第3条 指定申請は、町長が定める期間内に行わなければならない。

2 指定申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

3 条例第3条に規定する当該施設の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設の指定予定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、

指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時の財産目録とする。

(4) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(その他)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

別記様式(第3条関係)省略